

# 令和5年度予算編成方針

市長

## 1 経済・財政状況及び本市の現状・財政見通し

### (1) 国の動向と経済状況

国の「月例経済報告(令和4年8月)」では、「景気は、緩やかに持ち直している。」としているものの、「先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある。」と指摘している。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太の方針)においては、我が国を取り巻く環境において、新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題などや、国内における構造的課題として輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、災害の頻発化・激甚化など、国内外の難局が同時に、複合的に押し寄せているとしている。

そして、こうした社会課題の解決と経済成長を同時に実現しながら、強靱で持続可能な経済社会の構造に変革する「新しい資本主義」の起動に向けた重点投資分野として、「人への投資と分配」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップ(新規創業)への投資」、「GX(グリーントランスフォーメーション)への投資」、「DX(デジタルトランスフォーメーション)への投資」を位置付け、経済・財政一体改革を着実に推進することとしている。

令和5年度においては、これら国の施策の動向を注視し、情報収集に努め、適切に対応していく必要がある。

## (2) 本市の財政状況と見通し

本市の一般会計における令和3年度決算の歳入総額は、315億8,028万8千円であり、歳出総額は、304億4,218万7千円となった。

また、実質収支は8億3,994万1千円、実質単年度収支は、4,712万5千円と共に黒字となった。

そして、主要な財政指標の経常収支比率は、市税等が堅調に推移し、経常経費充当一般財源の支出がそれを下回る額となったことにより、前年度より0.4ポイント改善し、89.5%となった。

今後の見通しとして、歳入においては、コロナ禍の長期化やロシアによるウクライナ侵略の影響により経済の先行きが不透明な状況において、資源価格の上昇と急速な円安による物価高騰が更に進むと、景気の下振れリスクが高まり、歳入の根幹をなす市税収入をはじめ、地方消費税交付金や法人事業税交付金等の各種交付金においても影響が出てくることが懸念される。

一方、歳出においては、高齢者人口の増加や子育て支援の充実等に伴い、介護・医療・児童関係費などの社会保障費の費用負担が年々増大しており、さらに市債残高の増加に伴う公債費は令和3年度の14億9千万円が、ピークとなる令和7年度では20億円となることが見込まれることから、財政構造の硬直化が懸念される。

また、新型コロナウイルス感染症への継続した対応に加え、資源価格の高騰に伴う電気・ガス料金、及び資材価格の大幅な値上がりは、公共施設の管理費や建設事業費に大きな影響を及ぼしていることから、今後の財政運営は厳しい状況にある。

## 2 予算編成の基本的な考え方

令和5年度予算編成は、前述の国の動向や本市の財政状況等を踏まえ、健全財政を維持しながら本市の基本構想に掲げる将来像の実現に向け、新たに策定する第2期実施計画との整合を図るとともに、社会環境の変化等を踏まえ、脱炭素社会の実現や人口減少社会における次世代育成などの喫緊の課題に、的確かつスピード感を持って対応する。

また、国の経済対策等と連動し、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、市民生活に大きく影響を与えている物価高騰等についても対応する必要がある。

加えて、引き続き袖ヶ浦市第7次行政改革大綱（令和2年3月策定）に基づき、事業の「選択」と「集中」を行い、各部局においても持続可能な行財政運営を確立するための取組を更に推進していく必要がある。

そのため、職員一人ひとりが市民生活や経済状況、さらには財政状況をしっかり認識した上で、各部局において限られた財源の中で各事業の優先順位付けを行うものとする。

特に、新規事業に取り組む際には「スクラップアンドビルド」を徹底し、財源を確保する必要がある。

更に、市民目線を忘れずに、未来を見据えた「まちづくり・ひとづくり」の政策について、しっかりと考えられた意欲的な提案についても積極的に検討を行うものとする。

については、下記事項に特に留意して予算の編成に臨むこととする。

### 記

- (1) 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等を見据えながら、国の経済対策等と連動した施策を展開すること。
- (2) ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた施策を展開すること。
- (3) これまでの議会審議、監査の指摘事項および市民ニーズに十分留意し、これらを踏まえた予算要求を行うこと。
- (4) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、事業の優先順位付けを必ず行うこと。その際、行政が関与する必要性が高く、より緊急性が高い事業、より費用対効果の高い事業を優先すること。

また、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業については、事業の廃止、縮小、統合を進めること。

- (5) 全ての事務事業について従来からの仕事のやり方を今一度見直すとともに、人材育成を推進して職務遂行能力の向上に努めるなど、業務の効率化を図り時間外勤務の縮減に積極的に取り組むこと。また、職員数や事務量の適正化に努め、会計年度任用職員については、現体制や業務内容の見直し等を図り、緊急的、一時的な業務量の増大など、特に必要がある場合のみ要求すること。
- (6) 物件費については、物価高騰等の状況を踏まえ各部局内のシーリングは実施しないこととするが、各部局で部長が中心となり限られた財源で最大の効果を生み出すよう検討しながら、事業を精査し費用の抑制に努めること。
- (7) 物価高騰への対応について、事業費を適切に積算すること。しかしながら、財源が限られている認識の中で、仕様の変更による事業費の抑制や委託業務等の内製化を進め、単に歳出の増加だけではない手法が選択できるか、十分に検討すること。
- (8) 中長期的視点に立ち、省エネルギーや再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組について検討すること。
- (9) 部局内はもとより、関係部局間の連携を強化・徹底し、類似事業を統合するなど、効率的・効果的な事業執行に努めること。
- (10) 低・未利用地（行政財産・普通財産）については、活用の可否を再確認し、売却または有償貸付について検討すること。
- (11) 新たな事業のみならず既存の事業においても、国・県の補助金等の特定財源について幅広い観点から検討し確保を図ること。  
また、国・県補助金等を特定財源とした事業については、補助金等が不採択となった場合や補助率が削減された場合には、事業の廃止を含めた見直しや代替財源の確保が必要となるため、補助制度を十分精査したうえで要求すること。
- (12) 特別会計及び公営企業会計については、運営の更なる効率化と自主財源の確保に努め、一般会計からの基準外繰入を令和4年度予算より縮減すること。